

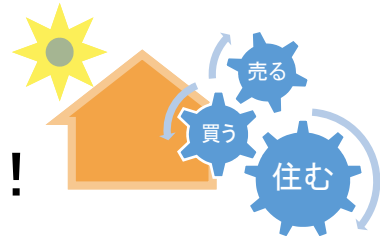
住宅のリフォーム・売買・建替え をお考えの皆様へ

ひがしかぐら

東神楽町

から と一っても

お得な補助制度を紹介します！



【東神楽町 未来につなげる「住まいの輪」促進事業】

事業の内容	補助金額
<p>①省エネルギー化工事</p>  <p>外壁の断熱工事や、断熱性能の高い窓にとりかえるなどの工事が対象です。</p> <p>昭和56年5月以前に建てられた住宅は、申し込み要件を確認するため無料耐震診断を行いますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>断熱性をよくしたら 最大補助額</p> <p>170万円</p>
<p>②バリアフリー化工事</p> <p>手すりの設置工事</p> <p>スロープの設置工事</p> 	<p>手摺などを設置したら 最大補助額</p> <p>30万円</p>
<p>③耐震改修工事</p> <p>耐震改修で安心</p> 	<p>耐震性をよくしたら 最大補助額</p> <p>50万円</p>
<p>④中古住宅の流通円滑化支援</p> <p>売れてよかった</p> <p>買ってよかった</p> 	<p>住宅の売買をしたら 最大補助額</p> <p>東神楽町商工会商品券を 売主に 5万円分 買主に15万円分</p>
<p>⑤住宅建替え支援</p> <p>建替える場合、古い住宅の解体を補助</p> 	<p>建替えをしたら 最大補助額</p> <p>40万円</p>

※上記、①-④の制度は併用して利用可能

さらに！中古住宅の購入資金に【フラット35】を利用する方は、5年間の金利優遇措置（▲0.25%）を受けることができます。

●補助制度の概要

(1)住宅リフォーム支援

※各リフォーム工事支援制度は併用して利用可能

省エネルギー化工事	バリアフリー化工事
<p>【対象】次の基準の両方を満たす工事</p> <p>(ア)日本住宅性能評価基準に規定する断熱性能等級3以上(外皮平均熱貫流率0.54W/(m²・K)以下)</p> <p>(イ)同性能評価基準に規定する耐震性能等級1相当以上(極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震力(建築基準法施行令88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊しない程度)</p> <p>【補助金額】 省エネルギー化工事に係る費用の30%(最大150万円)</p>	<p>【対象】次の基準の両方を満たす工事</p> <p>(ア)高齢者等配慮対策等級3以上(高齢者等が安全に移動するための基本的な処置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられているもの)</p> <p>(イ)上記(ア)の対象工事費が20万円以上のもの</p> <p>【補助金額】 バリアフリー化工事に係る費用の30%(最大10万円)</p>

耐震改修工事
<p>【対象】 昭和56年5月以前に建てられた耐震性能を満たしていない住宅で、耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事費が20万円を下回る場合は、工事費の全額 耐震改修工事費が20万円以上200万円未満の場合は、20万円 耐震改修工事費が200万円以上300万円未満の場合は、対象工事費の10% 耐震改修工事費が300万円以上の場合は30万円

(2)住宅建替え支援

	建替後の新築物件を「きた住まいるサポートシステム」に登録する場合	建替後の新築物件を「きた住まいるサポートシステム」に登録しない場合
既存住宅が昭和56年5月以前に建設された住宅の場合	【補助金額】 既存住宅を建替えるため解体する工事費の10%(最大25万円)	【補助金額】 既存住宅建替えるため解体する工事費の10%(最大15万円)
既存住宅が昭和56年6月以降に建設された住宅の場合	【補助金額】 既存住宅建替え工事費の10%(最大20万円)	【補助金額】 既存住宅建替え工事費の10%(最大10万円)




上記すべてのケースにおいて、

- ・中学生以下の子どもがいる世帯には**10万円加算!**
- ・設計者または施工者が「きた住まいるメンバー」の場合、**10万円加算!**

金利優遇措置
<p>本制度を活用している場合、中古住宅の購入資金に【フラット35】を利用する方は、一定条件を満たす場合、5年間の金利優遇措置を受けることができます。</p> <p>【条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～③の項目を満たしていること ①中古住宅を購入していること ②本制度において15万円以上の支援を受けていること ③次のいずれかの項目を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の子どもがいる世帯であること ・東神楽町市街地に移転すること ・購入する中古住宅が空き家であること <p>【金利優遇内容】 当初5年間、フラット35の金利からさらに0.25%の金利を引下げ</p>

中古住宅の流通の円滑化支援
<p>【対象】東神楽町内の既存住宅で旭川不動産情報「IRI」「不動産情報タック」に掲載した中古住宅の売買契約が成立した場合を対象とします。(上記、リフォーム支援と併用可)</p> <p>【補助金額】 ・売主に対して、5万円 ・買主に対して、15万円</p>



お問い合わせはこちらまで!

東神楽町 建設水道課 建設グループ
 電話 0166-83-5414
 FAX 0166-83-5100